



平成 31 年 4 月 26 日	
所 属	感染症対策担当
所属長	田原 正規
電 話	06-4869-3008

風しん予防接種推進事業に係る抗体検査有効期間の見直しについて (妊娠を希望する女性等への予防接種費用の一部助成)

1 事業概要

昨年 7 月下旬以降、大都市圏を中心に風しん患者が急増するなか、先天性風しん症候群の発生を予防するため、抗体検査によって風しんに対する抗体が十分でないことが判明した「妊娠を希望する女性及びその同居者等」に対して風しん予防接種費用の一部助成（2,500 円/件）を行うことで安心して妊娠、出産、子育てができる環境作りに取り組んでいる。

2 事業開始日

平成 31 年 2 月（1 月接種分は遡及対応）

※4 月からの新規事業であるが緊急措置として前倒しで実施

3 実績（申請件数）※4 月は見込

30 年度		31 年度
2 月	3 月	4 月（見込）
11 件	21 件	15 件

4 見直内容

助成希望者が過去に医療機関等で受けた風しん抗体検査の有効期間を次のとおり見直す。

現 在	見直し
前年度の 4 月 1 日以降	平成 26 年 4 月 1 日以降

5 見直理由

- (1) 事業開始以降、抗体検査の結果が前年度以前のものであったことを理由に申請に至らなかったケースが月に 10～15 件程度あった。過去に実施した風しん抗体検査の有効期間を広げることで、抗体価の低いより多くの妊娠を希望する女性等を予防接種に繋げることができるため。
- (2) 今年度から始まる「風しん第 5 期定期接種（風しん抗体価が低い「昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性」が対象）において、平成 26 年 4 月以降の抗体検査結果を有効としていることとの整合性を図るため。
- (3) 同様の事業を先行的に行っており、本市が参考とした神戸市においても、今年度から過去に受けた風しん抗体検査の有効期間を「前年度 4 月以降」から「平成 26 年 4 月以降」に見直しを行っているため。

6 見直開始日

令和元年5月1日（但し、平成31年4月1日に遡及して対応）

7 予算措置

今年度予算において、1年間に476件（約40件／月）の申請を見込んでいる。

これまでの実績（約15件／月）に要件を緩和したことによる増加分（約25件／月）を加味しても予算不足が生じることはない見込みである。

8 市民等への周知

市ホームページへの掲載、医療機関への通知、保健所等窓口及び医療機関でのチラシの配置等を行う。

以 上